

「これらの諸事情は、一方では、一国の生産力・商業および富を増大させることによって、その国が比較的小さな困難で重い租税に耐えることができるようになります、または他方では、それらの諸事情は正反対の効果をもち、その資力および財源を損なうことによって、租税の圧力の厳しさを比例的に増大させます。したがって、何らかの大団の運命に対する課税の将来的な影響についての理論的な結論に大きな強調を置くことは愚かなことである。技術における改善されたプロセスの発見や新しい発明、商業の経路の変化、および貨幣価値の変化、古い統治形態の転覆と新しい統治形態の確立、戦争の勃発、および推測するが不可能な多数の他の出来事は、それらのことが租税の大きさにつけ加えたりそれを小さくするのと同時に、租税に耐える国々の力（the power of countries to bear taxes）を大きく増加させたり比例的に減少させたりするであろう。」

(McCulloch [1845] 1995, 4, p. 388, 傍点筆者)

現在の用語に置き換えて大雑把にまとめると、マカロクは、国富または国民所得に対する租税額の割合（租税額／国民所得）を基準に一国の租税負担能力を考えていたと思われる。だが、新技术の発見や新発明、貿易路の変化、貨幣価値の変化、政治形態の変化、戦争などは、分子の租税額と分母の国民所得の双方に影響を与え、「租税に耐える国々の力」をさまざまに増減させます。また前述のように、国民の欲求充足の容易さを規定する気候や地味、国民の嗜好・風俗、および資本と人間の国境を越えた移動の容易性も、異なる国々の人々がどの程度の租税を負担ないし支払うかに影響を与える。その意味で、「異なる国々における課税の比較的な負担に関して正しい評価のようなものを形成することの極度の困難さ」(McCulloch [1845] 1995, 4, p. 389) を示すことが、マカロクの主要な狙いであった。

ここで、以上のマカロクの議論をリカードウおよびマルサスの議論と比較してみよう。マカロクの分析の主眼は異なる国々における課税負担の軽重の判定にあったが、その基礎になる一国の租税負担（支払い）能力については、租税額／国民所得の枠組みで考えていた。そして、「貨幣価値の変化」が課税の負担を増減させることに注目する点で、マカロクはマルサス＝リカードウと共に通していたことは、前節で指摘したとおりである。

これに対してマカロクは、マルサスとリカードウの論争の中心点であった穀物法が一国の租税支払い能力を増加させるか否かという問題をどのように扱っていたのであろうか。上の長い引用文の中にある「商業の経路の変化」が「租税に耐える国々の力」を増減させるという部分から、マカロクの議論にリカードウとマルサスの議論と比較しうる共通の地盤があつたことは推測できる。この論点に関連して、マカロクはさらに次のような議論も展開していました。

前述のように、異なる国々の課税の比較的な重さは正確には判定できないが、イギリスの

課税がその国の労働生産物の大きな部分を取り去っていることは事実である。では、こうした事態を改善するにはどのような手段がありうるであろうか。

その際、公共支出の削減が唱えられるかもしれない。だが、広大な植民地と従属国をもつイギリスは莫大な国防費を必要とするから、一定の削減は可能であるとしても、公共支出の大幅な削減は困難である。こうしてマカロクは、租税額／国民所得のうちの分子を経費節約によって減らすよりも、分母を増大させるための環境を政府が整えることに活路を見出した。「……政府は直接には人民の負担を減少させることはできないが、政府が負担に耐える人民の力を増大させるならば、その結果は同じになるであろう。そして商業の自由を束縛かつ制限している足枷を取り除くことによって、一国の生産力は大いに増加するであろうし、勤勉な諸階級に対する負担は実質的に減少するということを誰が疑いうるであろうか」(McCulloch [1845] 1995, 4, pp. 391-2)。

この「足枷」の具体例としては、「外国産の砂糖に対する保護的な関税」、「茶に対する関税」、「アメリカの諸植民地からの木材に対する有利な差別的関税」、「絹、ワイン、ブランデーおよびフランスからもたらされる他の諸商品に対する法外な関税」に加えて、「現行の穀物法」も挙げられている (McCulloch [1845] 1995, 4, p. 392)。

少なくともこの部分をみる限り、穀物法が生産力を阻害して一国の租税負担能力を抑制することは示されているが、穀物法は保護関税の一例として言及されているにすぎない。つまり、租税額／国民所得の割合として一応は規定される一国の租税支払い能力に穀物法がどのような影響を与えるのかについて、掘り下げた分析は行われていない。また、この問題に関してリカードがスミスおよびマルサスの所説を批判する際の理論的立脚点であった貨幣価値の変動に伴う穀物価格の増減と生産の難易に伴う穀物価格の増減の区別も、マカロクの議論の前面には出でていない。ここで彼が述べているのは、スライディング・スケール方式に基づく現行穀物法に代えて、土地に対する特別な税負担を相殺するための「1 クオーターあたり 5 シリングまたは 6 シリングの固定関税」(McCulloch [1845] 1995, 4, p. 392) を採用する必要性のみである。

ただしマカロクは、前節で検討した『課税の原理と実際的影響に関する一論』の第 2 部第 12 章において、対仏戦争後のイギリス経済に関して次のように論じ、諸商品価格を変動させる二要因の区別の重要性をふまえた議論を展開している。

「平和以降に穀物と他の大部分の諸商品の価格に起こった顕著な下落はしばしば、貨幣価値の一般的騰貴の決定的な証拠を与えるものとして言及されてきた。しかしながら我々は、1815 年以降に価格が下落した商品について、その下落が供給ルートまたはその生産費の変化、あるいはその両方によって十分に説明されえない商品を 1 つも挙げるこ

とができない、信じている。」(McCulloch [1845] 1995, 4, p. 367)

マカロクは、対仏戦争後の穀物を含む諸商品価格の下落は絶対価格または一般物価ではなく相対価格の変化の問題であるとし、リカードウと共に認識を示した。またマカロクは、異なる諸国の課税負担の重さを論じる際に租税額／国民所得として近似的に示される一国の租税支払い能力にも言及し、それに影響を及ぼすさまざまな諸事情を分析した。そして彼は、その諸事情の中にリカードウが注目した貨幣価値の変化と穀物法を含めていた。さらにマカロクは、リカードウと同様に貨幣価値の騰貴が課税負担を増大させることを強調した。だが彼は、貨幣価値の変化と生産の難易という穀物価格を変化させる2つの要因の区別に基づいて穀物法が一国の租税支払い能力に与える影響を示すというリカードウの議論の枠組みを明示的に受け継ぐことはなかったのである。

## 6. おわりに

これまで、穀物貿易政策が一国の租税支払い能力に与える影響という問題に関してマルサス＝リカードウ以後の論者たちがどのような議論を行っていたのかを跡づけてきた。以下、本稿での分析結果を要約したうえで、経済学史としてこの問題を探究することの意義についても現段階の見解を示したい。

穀物法または穀物の自由輸入が一国の租税支払い能力にどのような影響を及ぼすかという問題の理論的出発点は、アダム・スミスが『国富論』の中で穀物輸出奨励金を論じた際に提示した『穀物価格は労働と他の国産品の価格を規制する』といいういわゆる連動説に遡る。それから約40年後の穀物法論争期（1814-15年）には、この連動説は、穀物法の是非をめぐるマルサスとリカードウの理論的な対立軸となっていた。

その後、数回の改訂をへて穀物法は1846年に廃止が決定される。この間、パンフレット作家たちの一部は、穀物法と一国の租税支払い能力を関連づけて議論を行っていた。その特徴は、①それらの議論はすべて穀物輸入自由化論者の側から提出され、穀物法の撤廃は一国の租税支払い能力を高めると結論しているが、②リカードウ理論との影響関係はほとんど認められず、③一国の租税支払い能力の測定尺度も論者によってさまざまであった、と整理できるであろう。

マルサスとリカードウ以後の古典派経済学者の中では、マカロクがこの問題について最も詳細に分析したといえる。マカロクは『課税の原理と実際的影響に関する一論』(1845年)の中で、①貨幣価値の騰落が租税負担に及ぼす影響を論じ、②異なる諸国における税負担の軽重を厳密に示すことは困難であるとしながらも、一国の租税支払い能力を租税額／国民所得という枠組みで考えた。このうち①に関しては、マカロクはマルサスおよびリカードウ